

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（ ）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 給付減額判定基準の見直し案等について（パブリックコメント）

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2025年8月15日に、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号（法令解釈通知）」および「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号（承認認可基準通知）」の一部改正案を公表し、パブリックコメントに付しました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=495250146>

（1）確定給付企業年金の給付減額判定基準の見直し

第一は、2024年12月27日にまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」において、確定給付企業年金制度の給付減額判定基準が、定年延長に伴う制度変更の阻害要因になっているのではないか、という議論を踏まえ、判定基準の緩和を行うものです。

【参照】2024年12月27日『社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理』より <抜粋>

○給付減額判定基準については、定年延長に伴い支給開始年齢を引き上げる際、給付の名目額が増加する場合であっても給付の減額と判定されることが、定年延長の阻害要因となっているとの指摘がある。一定の要件を満たす場合の給付設計変更について、「給付減額」として取り扱わないことを認めてはどうかとの意見がある一方で、現行の手続を緩和すべきではないとの意見もある。

○見直しを検討する場合には、支給時期の後ろ倒しに伴う運用の機会損失などに留意が必要である一方で、給付額算定における利息付与の取扱いは企業年金ごとに異なる中、一定の基準を定めて不利益性を定量評価することにも限界があることを勘案する必要がある。また、給付の減額は、加入者の期待権等に関わる変更であり、現行では対象者の個別同意の取得を要件として課すなど慎重な取扱いとしている点に留意する必要がある。

○これらを踏まえ、定年延長等に伴う給付設計の変更については、引き続き給付減額に係る現行の判定基準を原則としつつ、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であっても、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないこととするべきである。なお、今回の見直しは労使間の交渉ができる体制として労働組合があることを要件としている。この点に関して、議論の際には、中小企業など労働組合がない企業が多数存在する点を踏まえ、この場合の対応についても検討すべきとの意見があった。要件緩和の是非については、実施状況を踏まえつつ、更なる検討を行っていくべきである。

改正（案）の内容は、次のとおりとされています。

一定の要件（※）を満たす場合には、従来基準で減額と判定される（通常予測給付現価が減少する）場合であっても、労働組合の同意を取ることで、給付の減額として取り扱わないことができるよう、関連通知の改正を行うもの。

※ 以下の要件を全て満たすこと。

- ①加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更であること。
- ②通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合

があること。

- ③通常予測給付現価が減少する各加入者の給付の名目額が増加すること。
- ④通常予測給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しない
又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした
場合の最低積立基準額を保證する経過措置を設けていること。

なお、厚生年金基金制度についても、同様の趣旨で「厚生年金基金の設立要件
について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）」の改正案が
示されています。

（2）規約申請の早期化の呼び掛け

第二は、規約の承認及び基金の設立認可の申請等に係る標準処理期間に関する
事項として、規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを
目的として、「適用日を4月又は10月とする規約の申請は、適用日の3ヶ
月前などの早期に申請を行うことが望ましい」旨を追記するものです。

パブリックコメントの期間は2025年9月16日までとされ、同10月初旬
からの適用が予定されています。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202508-170-0205-D